

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国のウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の感染者や患者が全国で350万人存在すると推定されている。その多くは、集団予防接種等における注射針等の連続使用や、輸血、血液製剤の投与における感染といわれており、慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝がんに行進する重大な病気である。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B型、C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、多数の患者が医療費助成の対象から外れている。中でもウイルス性肝炎がより重篤化した肝硬変・肝がん患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象者とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった報告があるなど、実態に即していないと指摘されている。

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」においては「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされたが、国においては、肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら新たな具体的措置が講じられていない。

毎日120人以上の方が、肝硬変や肝がんによって亡くなっている。多くの患者が、肝炎の進行と高額な医療費負担に苦しんでいる状況であり、一刻も早く次の事項を実現するよう強く要望する。

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

勝浦町議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣